

少額訴訟対象額を60万円に引き上げ

簡易裁判所取り扱い件数の約7割が適用か

今年もさまざまな制度改革・変更が行われる。司法関係では少額訴訟の対象金額の上限が4月1日より30万円から60万円に引き上げられた。今回は、この改革のポイントを取り上げる。

少額訴訟は金銭貸借や代金支払いなどをめぐる民事裁判のうち、その金額が60万円以下のものについて活用することが可能な制度である。

この少額訴訟制度をもちいれば、これまでのように弁護士などを介在させる必要がなくなるだけでなく、審議から判決言い渡しまでが即日行われることになる。つまり、非常に簡単に司法の判断を仰ぐことが可能になるわけである。

これまで債権者側が債務者の債務不履行を相手に裁判を起こそうとしても、多くの場合弁護士を通さねばならず、その費用負担感が強いものになっていた。また判決までの間に幾度も出廷せねばならず、仕事に支障を来たすケースもあった。これらの理由から、金額がそう多くない場合には債権者側は裁判をあきらめて泣き寝入りをしてしまうケースも合った。

少額訴訟は、そうした債権者側に救いの手を差し伸べる形になった。また裁判所側としても、少額訴訟が増えれば人員を他の裁判に回すことができるため、結果的に裁判の迅速化につながる、という利点が生じる。

このような点から、現在では簡易裁判所における訴訟取り扱い件数の約3～4割が少額訴訟となっているという。

そして、この少額訴訟の対象金額が60万円にまで引き上げられたので、簡易裁判所における取り扱い件数の6～7割りが少額訴訟になると言われている。

オーナーが少額訴訟を用いるケースで最も多いと思われるのは滞納賃料の回収であろう。

賃料が何ヶ月滞納されたら裁判に訴えるか？という点はオーナーや管理会社によりさまざまであろうが、滞納半年程度というのがひとつのラインではないだろうか。

仮に家賃6カ月分とした場合、30万円が少額訴訟の上限では、月々の賃料が5万円を超える物件では対象外となってしまう。しかし、60万円まで少額訴訟を行えるのであれば、月額賃料10万円の物件でも大丈夫となる。

つまり、今回の対象額引き上げにより、少額訴訟制度を使って滞納家賃の回収を行えるオーナーの対象が大きく広がることになる。

しかし、その一方で、オーナー側が訴えられるケースも増えてくると考えられる。例えば入居者側の敷金の返還を求めて少額訴訟を用いてくるケースなどには注意が必要だ。賃貸住宅の場合、60万円もの敷金を預かるケースはほとんど見られないが、オフィスビルや店舗のように賃貸単位が高く、賃料12ヶ月などという多額の保証金を預かる場合には、気をつけるべきだろう。

今回の対象金額引き上げにより、オーナー、管理会社にとっても入居者にとっても、より少額訴訟が身近になったといえる。

債務不履行常習企業にも効果的

今回の小額訴訟対象金額の引き上げは、悪質企業にとって大きなダメージになると考えられる。

商品を購入したいのに代金を払わない、などといった行為を次々に繰り返す悪質企業は少なくない。こうした悪質企業にはある傾向が見られるという。

ある弁護士が語る。「これら悪質企業の特徴として、1件あたりの債務額を50万円程度に調整する、という点があります。というのも、債権者の立場から見たとき50万円を超える売掛金が発生した場合、大きな損害だとして裁判に訴えてでも回収にかかることが多いからです。つまり、逆に言えば50万円という額は回収にかかる手間などを考え債権者側があきらめ、泣き寝入りをする水準の上限なのです」

ところが小額訴訟の対象額が60万円になれば、これまで債権者があきらめていた債権についても小額訴訟を通じて回収をすることが可能になるのである。

「もっともそうした企業は確信犯的に債務不履行を発生させていますから、財産についても巧妙に隠しているでしょう。仮に小額訴訟で勝訴したとしても売掛金を順調に回収しできるかどうかは別問題ですが・・・」(弁護士)

少額訴訟の特徴

- ① 30万円以下の金銭支払請求に限る(平成16年4月1日以降は、60万円以下)
- ② 審理は原則1回、直ちに判決言渡し
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日に関与されるものに限る
- ④ 分割払や支払猶子の判決もできる
- ⑤ 少額訴訟判決に対する不服は異議申立てに限る

手続の流れ.....

